

取りまとめ骨子（案）

<目次>

（はじめに）

第1 これまでの取組と成果

第2 移住・交流、「ふるさと」との関わりの推進

- 1 地域における諸課題と農山村の価値・役割
- 2 地域づくりの担い手
 - （1） 外部人材を活用する意味
 - （2） 地域内外の地域づくりに関する温度差への対応
- 3 都市住民と「ふるさと」との関わりの多様化
- 4 移住・交流から、「ふるさと」との関わりの深化へ

第3 今後の方向性

- 1 段階的な移住・交流を支援する
- 2 「ふるさと」への想いを受け止める
 - （1） これまでの取組
 - （2） 「ふるさと」への想いを受け止める仕組み
- 3 地域における環境を整える

（おわりに）

(はじめに)

第1 これまでの取組と成果

- ・急速な少子化、高齢化に伴い日本全体の人口が減少局面に突入している中、これまで、総務省としては、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方公共団体の取組を支援するための施策を講じてきた。
- ・過疎地域等の条件不利地域においては、いち早く少子化、高齢化と人口減少が顕著となったため、昭和45年以来の4次にわたる過疎対策立法に基づき、過疎地域については、関係補助金や過疎対策事業債により、道路や排水施設、農地、宅地、住宅、公民館や集会施設などのインフラ整備が進み、地域格差の是正が図られてきた。
- ・地方圏への人の流れを創出するという観点では、直接的に都市部から地方部への人、特に働き手となる若い世代の流れをつくる仕組みとして、「地域おこし協力隊」がある。同制度は都市部の住民の過疎地域等の条件不利地域への定住・定着を図ることを支援する取組として、平成21年度にスタートした。総務省としては、隊員の活動に要する経費や募集に要する経費等について、地方公共団体に対して特別交付税による財政支援措置を講じている。平成21年度には、隊員数が89名、取組団体が31団体であったが、平成28年に活動した隊員数は4,158名、取組団体が863団体と、積極的に活用されており、平成27年度末までに、活動を終了した隊員のうち、約6割が同じ地域に定住している。また、同一市町村内に定住した隊員の約2割は起業をしており、外部人材の導入により地域に新たな発想や力を吹き込むというだけでなく、新たな雇用の創出にもつながっている。
- ・総務省のほか、農林水産省、文部科学省、環境省の4省の連携の下、平成20年にスタートした「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、農山漁村での実地体験等を含む小学校が行う宿泊体験を支援するものであり、農山漁村での様々な体験を通じて子どもたちの生きる力を育成し、農林漁業、農山漁村、自然環境、食などへの関心・理解を深め、都市と農山漁村の交流を創出している。総務省としては、地方財政措置等により、地方公共団体の本プロジェクトの推進に係る取組を支援しており、平成27年度には、約6万名の小学生が都市と農山漁村の交流事業に参加した。
- ・一方、民間企業の社員の力を活用するため、三大都市圏に勤務する民間企業の社員による「地域おこし企業人交流プログラム」を実施しており、一定期間、地方公共団体において、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地方圏への人の流れを創出することを目指している。平

成 27 年度には、25 団体で 28 名の企業人が活動している。

- 平成 27 年 3 月には、地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口となり、全国の地方公共団体に仲介する役割を果たす施設として「移住・交流情報ガーデン」が東京駅八重洲口に設置された。本施設においては、一般的な移住相談のほか、厚生労働省及び農林水産省と連携し専門家を配置して就職や就農についての相談にもワンストップで対応するとともに、地方公共団体等による移住相談会・移住セミナー等の場として活用されている。平成 27 年度には、16,480 名の方に来場いただき、移住候補地等のあっせん件数も 7,530 件と、首都圏等の方が移住を考える際のきっかけとなる場所として重要な役割を果たしている。
- そのほか、移住関連情報を発信するイベントを平成 25 年度から毎年移住・交流推進機構（JOIN）と共催するほか、平成 27 年度からは、総務省独自にも開催し、全国の地方公共団体の情報発信や地方での暮らしに関心のある来場者への貴重な情報提供の機会となっている。
- さらに、地方公共団体の創意工夫を凝らした独自の移住交流施策について、平成 27 年度から特別交付税措置による支援を行っている。これは、地方公共団体が行う、移住相談窓口の設置等による情報発信の取組に加え、移住体験ツアー等の機会の提供や移住体験住宅の整備、移住希望者に対する職業紹介、さらには、移住コーディネーターや定住支援員の設置に要する経費を対象としており、幅広い地方公共団体の取組が対象となっている。
- また、それぞれの地方ごとに人口の流出に歯止めをかけるためには、活力ある経済・生活圏の形成のための地域連携を推進することも重要である。このため、一定規模以上の中核的な都市を中心に、高度の都市機能を集積し、圏域全体の享受できる生活関連機能サービスの向上を図り、また圏域全体の経済成長を牽引していこうとする取組として、連携中枢都市圏や定住自立圏の形成が進められている。総務省としては、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対する財政支援を行っており、定住自立圏については、平成 29 年 1 月時点で全国に 116 の圏域が形成されている。
- 一方、過疎地域の集落においても、多様な個々の集落をネットワーク化することにより、圏域全体の日常生活機能の確保や地域資源を活用した産業の振興のため、集落ネットワーク圏の形成が進められている。総務省としては、平成 22 年の過疎法改正においてソフト事業まで対象に加わった過疎対策事業債や、平成 22 年に創設された過疎地域等自立活性化推進交付金により過疎地域等の集落対策を支援している。

- ・平成 28 年度からは大学生等を対象とした施策として、「ふるさとワーキングホリデー」をスタートさせた。この制度は、都市部の若者（大学生等）などが一定期間地方に滞在し、働きながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて田舎暮らしを学ぶ“国内版”ワーキングホリデーの取組を支援するものであり、地域の活力向上に資するとともに、将来的な地方移住の掘り起こしともなることが期待されている。
- ・また、いつもの仕事をどこにいても行うことを可能とすることで地方でも都市部と同じように働ける環境を実現し、人や仕事の地方への流れを促進する「ふるさとテレワーク」を平成 26 年度から推進している。総務省としては、サテライトオフィス等のテレワーク環境を整備するための費用について、地方公共団体や民間企業等へ財政支援を行っている。
- ・平成 28 年度には「お試しサテライトオフィス」事業が開始され、サテライトオフィスの導入促進のため、三大都市圏の民間企業等の基本ニーズ調査を実施するとともに、地方公共団体が民間企業のニーズを実践的に把握して、地域の特性を活かした誘致戦略を策定することを支援している。

第2 移住・交流、「ふるさと」との関わりの推進

- ・人口減少や高齢化等の進行が先行する地方においては、転出超過や、生産年齢人口の大幅減がもたらす人口構成の不均衡が顕著であり、とくに、過疎地域等では、維持・存続が危ぶまれる集落の発生や集落における日常生活支援機能の低下といった住民生活に関わる様々な課題が生じている。こうした地方において地域力の維持・強化を図り、暮らしの維持や地域の魅力を向上させるためには、地域の担い手不足を解消することを目的に、移住・交流の取組を更に進めつつ、今まで以上に外部人材の力を地域に取り込むことが必要になっている。
- ・都市部等の地域外の人材と「ふるさと」との関わりを見てみると、当該地域にルーツを持ちつつ近隣の市町村に居住している「近居の者」や、ルーツはあるが遠隔の市町村に居住する「遠居の者」、過去に当該地域での勤務や居住、滞在の経験等を持つ「何らかの関わりがある者」、そしてビジネスや余暇活動、地域ボランティア等をきっかけに都市と「ふるさと」の間を行き来するいわば「風の人」と、大きく分類することができる。
- ・こうした、地域外の人材と「ふるさと」との関わりの多様な実態を踏まえると、必ずしも移住・定住だけを目標とするのではなく、地域内外の人材が「ふるさと」との複層的なネットワーク形成により地域づくりに継続的に貢献で

きるようにすることも重要となっている。

1 地域における諸課題と農山村の価値・役割

- ・農山村（漁村含む。以下同じ。）を中心として、人口減少や高齢化等の著しい地方においては、地域の基礎的な単位である集落機能の低下や商店・スーパー等の閉鎖、医療提供体制の弱体化などの日常生活支援機能の低下といった傾向が見られ、生活環境の維持が困難になっている。
- ・こうした地域において、地域力の維持・強化を図るためには、地域外の人材を誘致し、その定住・定着を図ることが有効であり、都市から多様な人材確保を進めることが求められている。
- ・農山村は、安全・安心な食料や水の供給、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等はもとより、都市住民へのやすらぎや教育の提供の場として、農山村の住民だけではなく、国民全体の安全・安心な生活を支える極めて重要な公益的機能を有している。また、現行の過疎地域自立促進特別措置法でも、過疎地域の役割として、「多様で風格ある国づくりへの寄与」、「国民が新しい生活様式を実現する場」などが示されており、都市とは別の役割を持つ存在として農山村を位置づけている。こうした農山村の価値や役割を農山村以外の都市部等の住民を含む国民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、農山村が抱える課題を国民全体の課題として捉える必要がある。
- ・近年には、人々のライフスタイルが多様化する中で、若者を中心に変化を生み出せるような都市の人材が地域に行き始め、農山村は都市住民にとっても新しいライフスタイルを通じて自己実現をできる場として、また、新しいビジネスモデルが生まれるイノベティブな場として考えられるようになってきている。

2 地域づくりの担い手

(1) 外部人材を活用する意味

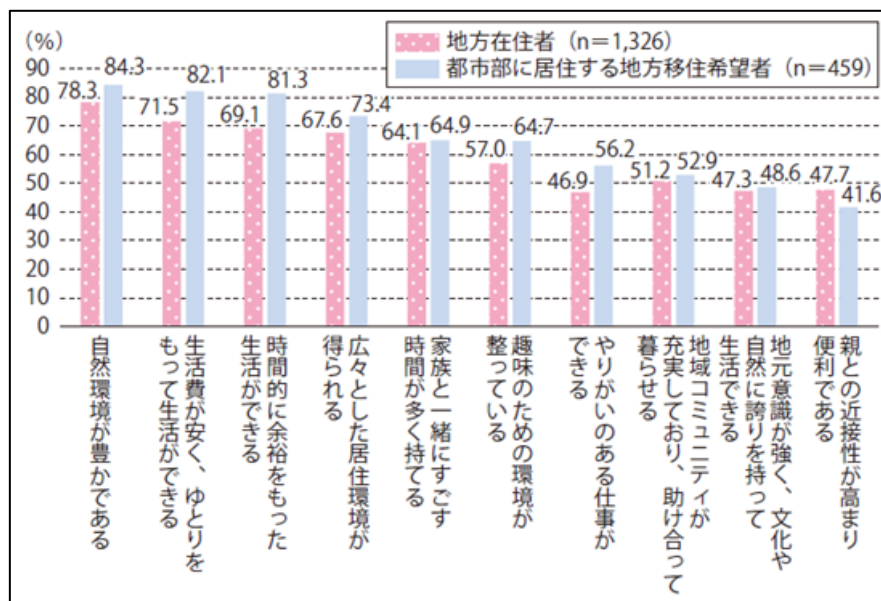
- ・地域づくりにおいて、基本的に地域コミュニティの構成員である住民が主体であることは言うまでもないが、住民が主体的な取組を展開するためには、外部人材の役割が重要になっている。
- ・地域に関わる外部人材は、「ヨソモノ」として、地元住民が気付いていない地域の魅力・価値を発見することができるため、地域はこうした外部人材と交流することを通じて刺激を受け、自信と誇りを取り戻すことが多い。
- ・また、出身者等の地域に戻ってくるのが想定される者についても、かつては気付かなかった地域の魅力・価値を見つける可能性がある。

- ・外部人材の関わりが地域内の内発的エネルギーと結びつくことで、地域の主体性を引き出し、住民の手による地域づくりを継続的な活動にしていくことが期待できる。
- ・したがって、地域づくりを従来からの住民だけで担うことを考えるのではなく、都市等から地域に移住し、新たに住民となった者（以下、「移住者」という。）、地域外の人材など、地域内外の担い手を広くつなぎとめ、活用することが重要である。
- ・一方、地域づくりの担い手については、地域をどう支えるかという観点から、当該地域内の自治組織における移住者の役割も念頭におきつつ、地域住民が担うべき役割を考えることが大切である。地域の再生には、地域に入ってくる移住者や、地域外の有志の継続的なサポートが必要であるが、地域づくりを自律的で継続的なものにしていくためには、まず、地域の自覚と主体性が必要である。

（２） 地域内外の地域づくりに関する温度差への対応

- ・移住者は、当然その地域コミュニティの一員として、例えば、地域の行事や自治会、消防団等の活動に参加することが期待されるが、必ずしも、このことが地域と移住者との間で共有されていないことがある。
- ・都市住民が移住を希望する理由として、多く挙げられるものに、「自然環境が豊かであること」や「時間的に余裕を持った生活ができること」があることから、移住者の多くは、地域コミュニティへの参加というよりもむしろ、自然豊かな地域において、時間的余裕を持って生活できることを期待して、移住を決意していることがうかがえる（図1）。

【図1】 地方に住むことの魅力



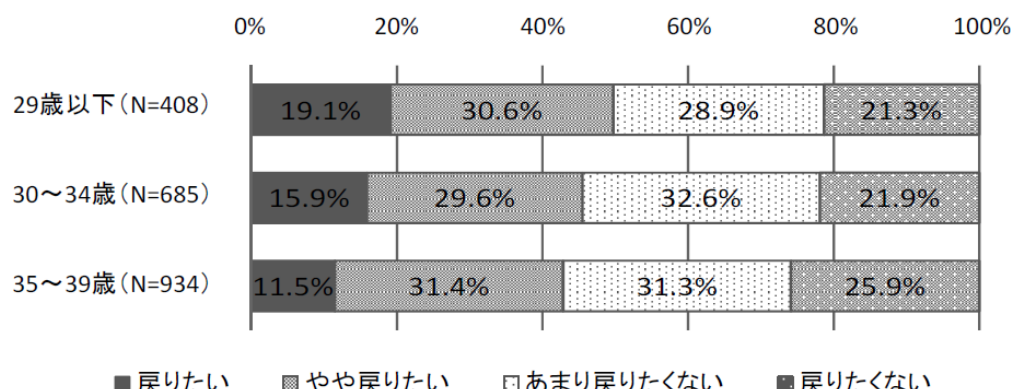
資料) 国土交通省「国民意識調査」

- ・このように、移住者を地域づくりの担い手として期待する地域側と、それぞれのライフスタイルを楽しみたい移住者には地域づくりに貢献するスタンスにおけるギャップが生じることが多くなっていることから、地域づくりに際しては、この両者のマッチングや歩み寄りが重要になる。
- ・移住者側が、地域コミュニティの一員として、責任を果たす意義を理解することが重要であるとともに、地域側も、地域の諸活動が自律的で持続可能性のあるものとなるよう、その実施方法等を工夫することが求められる。
- ・また、地域の中に存在する地域づくりにアクティブな層とネガティブな層の温度差を考えると、このような地域側の歩み寄りにより、地域内におけるネガティブな層の底上げを図ることにもつながると考えられる。

3 都市住民と「ふるさと」との関わりの多様化

- ・近年、都市住民による農山村等への定住願望が高まっている。例えば、出身県外居住者の出身市町村へのUターン希望を年齢別に見ると「29歳以下」・「30～34歳」・「35～39歳」の者の「戻りたい(「戻りたい」及び「やや戻りたい)」割合は、全ての年齢で40%を超えており、年齢が若いほど高い傾向となっている(図2)。

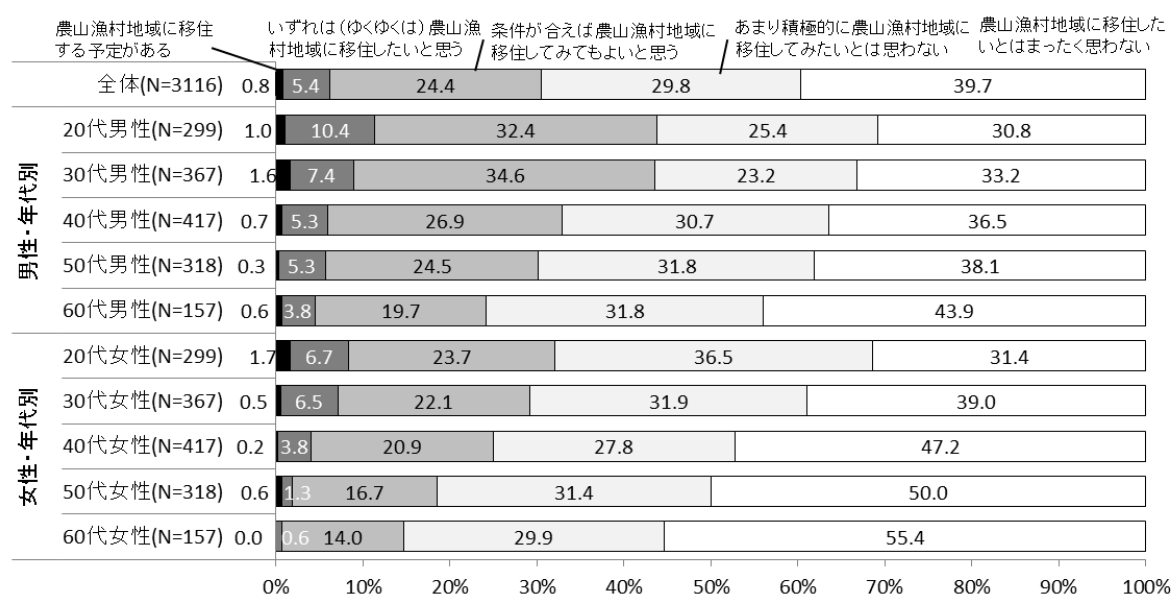
【図2】 出身市町村へのUターン希望の年齢分布-出身県外居住者-



資料) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「若年層の地域移動に関する調査」

- ・さらに、20~60代の中で農山漁村地域に移住してみたいと考える者も、全体で30.6%いる(図3)。

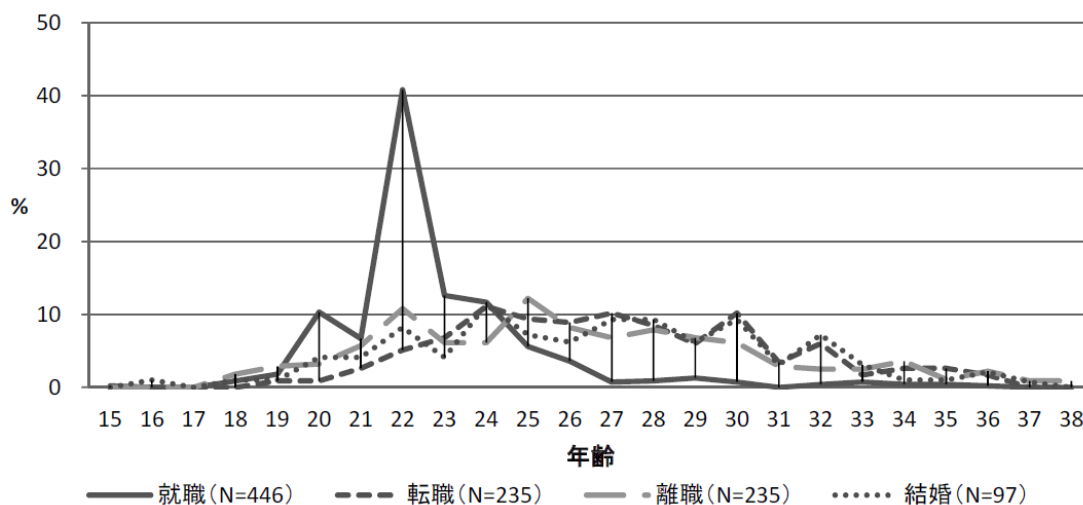
【図3】 農山漁村地域への移住に対する考え



資料) 「田園回帰」に関する調査研究会「都市住民へのアンケート」

- ・しかしながら、若年層における出身県へのUターン年齢の分布とUターンのきっかけを見ると「就職」「転職」「離職」「結婚」などを期に、20代半ばから30歳頃までに集中する傾向にあり、この時期を過ぎるとUターンのきっかけが少なくなることから、極端に減少する傾向にある(図4)。

【図4】 出身県へのUターン年齢の分布-Uターンのきっかけ別-

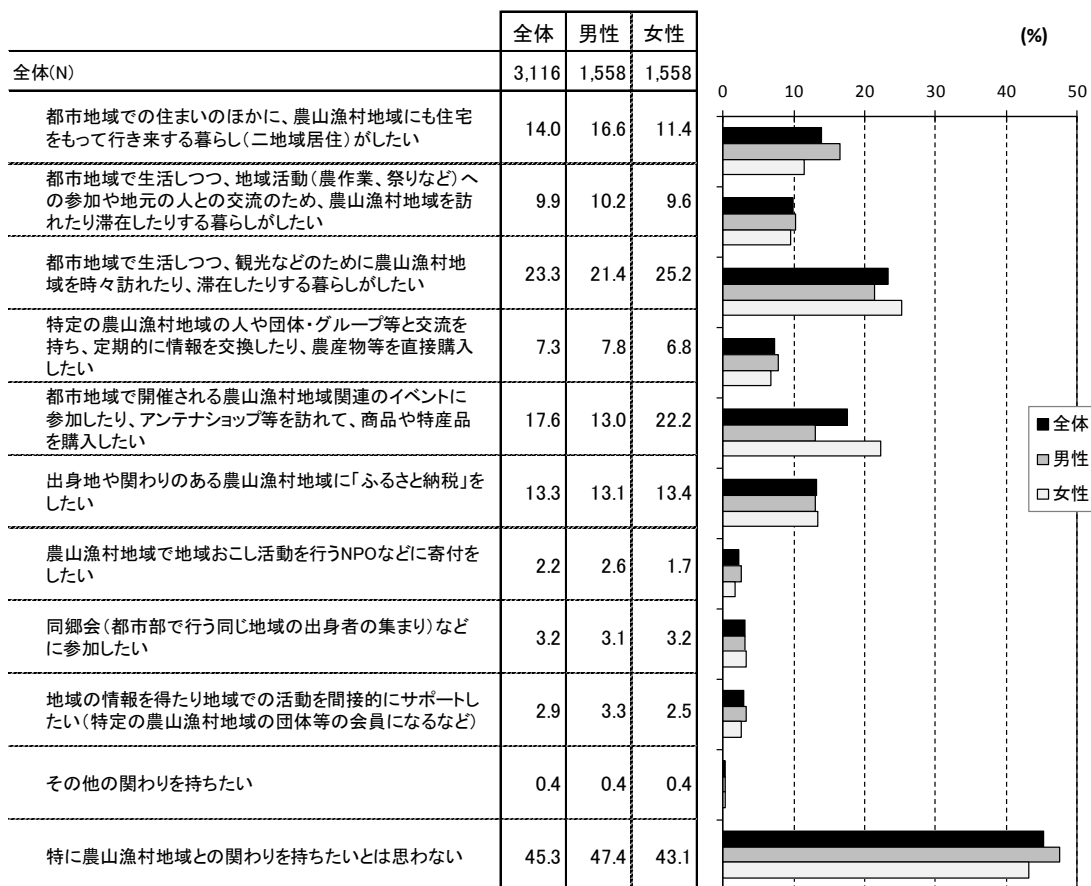


資料) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「若年層の地域移動に関する調査」

- このように、都市住民の若い層の農山漁村への定住願望やUターン希望は多い状況にあるものの、多くの人はずぐに移住できるような状況にはない。
- 一方、およそ2人に1人の割合で、移り住む以外の方法で、農山漁村地域と関わりを持ちたいと考えている（図5の回答のうち、「特に農山漁村地域との関わりを持ちたいとは思わない」と回答した者以外が54.7%となっている）。

【図5】農山漁村地域との関わり

(問い：移り住む以外の方法で、今後農山漁村地域とどのような関わりを持ちたいか。)



資料)「田園回帰」に関する調査研究会「都市住民へのアンケート」

- ・ライフスタイルの多様化により、居住地以外にも、出身地、就学地及び勤務地のほか、ボランティア活動を通じて縁のできた地域など、人々が想いを寄せる地域が生まれるきっかけも多様になっている。とくに東日本大震災以降、このような居住地以外の特定の地域に対する想いをアクションに移し、想いを寄せる地域に貢献するため、資金や知恵、労力を提供する取組が積極的に行われ始めている。
- ・こうした「ふるさと」との様々な関わり方を地域づくりにつなげていくためには、首都圏のビジネスパーソンを含め、地域に新しい変化をつくっていく地域外の人材を巻き込み、その活躍の基盤をつくっていくことが求められている。

4 移住・交流から、「ふるさと」との関わりの深化へ

- ・過疎化、高齢化が進行している地域の元気を取り戻すためには、前述のとおり、多様な地域づくりの担い手の確保という観点からも、都市からの移住・交流等人口の流動性を増加させることが重要である。その際、「ふるさと」との関わりが多様化していることなども踏まえ、必ずしも移住や定住人口だけを目指とするのではなく、継続的かつより複層的な人的ネットワークを形成し、地域へ貢献し得る人材の継続的な関わりを確保することが重要になっている。
- ・外部人材による資金や知恵、労力の提供は、地域内の内発的エネルギーと結びつきやすく、ここに地域の再生の糸口がある。移住・交流、「ふるさと」との関わりを更に推進し、地域内外の連携によって自律的で継続的な地域づくりを実現することが重要である。
- ・そのためには、県人会など、都市圏に住んでいる地域の出身者をはじめ、地域に関心を持つ地域外の人材等との多様な関わり、ネットワークをつくることが有効である。
- ・また、過疎化、高齢化が進行している地方において、暮らしを維持していくためには、各地方公共団体の個別の取組だけではなく、定住自立圏、連携中枢都市圏などの広域連携を推進することも必要である。
- ・都市と農山村の共生の関係を押し広げていくため、送り側としての「都市」と受け側としての「地方」といったように、都市から農山村への一方的な人、情報の流れではなく、地域間の広域連携を含め、様々なレベルで相互の流れ、循環をつくることが重要になる。
- ・ただし、地域の様々な課題を解決するためにはスピード感のある施策展開が求められるが、一方で、地方の時間軸にも考慮する必要がある。

第3 今後の方向性

1 段階的な移住・交流を支援する

- ・将来的に地方移住を希望する都市住民が、最終的に希望する地に移住するまでには、当該移住希望者の生活環境等により様々な段階（ステップ）を経ることが必要な場合が多い。都市に仕事や生活の基盤を持つため、直ちに移動が困難な者をはじめ、地域と触れあう機会を経ながら移住地を決めようとする者に対して中長期的視点での対応が求められる。

- ・このため、これらの移住希望者が移住先の地域と積極的に交流する機会を確保すべきであり、地域との関わり合いの段階に応じて、行政や受け入れ地域がきめ細やかな対応策を検討することが必要である。このように、時間的にも地理的にも段階的な移住・定住の支援が、そうした人々の想いの受け皿となりうる。
- ・総務省の施策にも、そうした人々の移住に関して、地域への移住に向けた階段を設け、その一段一段を低くしていくことが求められており、先述した総務省の様々な施策は、多くの地方公共団体に活用されることで、一定の受け皿の役割を果たしていると言える。
- ・人々のライフスタイルの多様化を受け、前述のような施策は継続させていきつつ、更に「ふるさと」へのより多様な入り口を提供していかなければならない。
- ・多様な入り口を設けていくためには、例えば、大学教育と連携していく視点を持つことも重要である。
- ・クォーター制度が導入される大学では、長期休暇等を活用して、地域に入り、暮らしを経験することが可能となる。今後、主要大学でクォーター制度が導入されていくにつれて、大学と地域の現場をつなげる基盤づくりを行っていくことも重要である。このような大学生の動向と連動させるため、「ふるさとワーキングホリデー」などのように学生等を対象に一定期間滞在しながら、地域のリアルな暮らしを体験する機会を提供する取組を、全国各地で継続的に行っていくことが重要となる。
- ・近年では、短期間、特定の地域に入り、地域づくりの活動に参加する地域滞在型インターンシップも各地で実施されており、選択肢として比較的選び易い地域への入り口となっている。
- ・また、大学よりも前の段階で地域とどう触れ合うかも重要であるため、幼稚園から中学校までの教育課程の中で、地域での原体験を得られる機会を持つことが求められる。例えば、現在は小学生のみを対象としている「子ども農山漁村交流プロジェクト」を中学生等にも拡大していくなど、大学までの成長過程の中で、農山漁村を始めとした「ふるさと」に対する多様な感覚を育み、将来の「ふるさと」への想いの形成に好影響を与えるような展開も検討していく必要がある。

2 「ふるさと」への想いを受け止める

(1) これまでの取組

- ・これまで、都市住民等と地方公共団体との間に新たな関係が生まれることが期待された制度として、「ふるさと納税」や、一部の地方公共団体又は地域において運用されている「ふるさと住民票」・「ふるさとサポーター」・「ふるさと応援団」等、そして「オーナー制度」がある。
- ・「ふるさと納税」は、平成 20 年度税制改正において、個人住民税の地方公共団体に対する寄附金税制を大幅に拡充して創設され、現在国民に広く認識されて活用が進んでいる。今後、地方への応援が継続的に得られるよう、地方公共団体において、寄附金を活用する施策の明確化や、活用実績のわかりやすい PR を行うなど、使い途が評価されることに力点を置いた取組が広がっていく方向で、更なる活用の促進が図られるべきである。
- ・地方公共団体の中には、継続的に、ふるさと納税を通じた支援を得るため、様々な工夫を凝らした取組を行っている団体も存在する。この点、北海道東川町ほか一部の地方公共団体においては、寄附者を当該地方公共団体の応援者（「株主」、「サポーター」等）として位置づけ、広報、寄附金活用状況の報告及び交流会の案内など「絆」を深めるための様々な取組が実施されていることは評価すべきである。
- ・「ふるさと住民票」・「ふるさとサポーター」・「ふるさと応援団」等は、一部の地方公共団体において実施されているものであり、法令上の「住民」の概念を拡張することなく、「住民」以外の者に、まちづくりに参画してもらう仕組みを整え、当該地方公共団体に関心を有する方々との「絆」をより深めるための取組が進められている。
- ・例えば、鳥取県日野町では、「ふるさと住民票」に登録した者に対して「ふるさと住民カード」を発行し、広報誌や町内の伝統行事・各種催しの案内などを毎月送付する「ふるさと定期便」の送付、当該団体の住民と同一の条件により公共施設の利用を可能とすること、町の計画や政策への意見募集（パブリックコメント）の対象とすることなどに取り組んでいる。
- ・登録対象者は、町出身者をはじめとして町に関心を持った者であり、一度登録された場合、継続的な運用が期待されている。また、これらの取組により、将来の移住・定住に結びつけることが期待されている。
- ・一方、住民と同等の行政サービスを提供することに対する「負担」や「公平性」についてどのように考えるべきか、また、制度的保証がないことや成果をどのように可視化すべきかが運用上の課題となっている。
- ・この他、運用によっては、どのような移住者を地域外から求めるかについて外部に対して意思表示することや、その意思表示自体が一定のフィルターとしての役割を果たす仕組みとして活用し得ることが期待される。
- ・「オーナー制度」は、農村の景観維持及び生産機能を、都市と分かち合うこと

や、当該地域の労働力の確保のために、一部の地域において創設され、運用されている。都市住民が農村にある一定の財物（土地・酒・木等に設定する例がある）のオーナーとなり、会費等の納入や地域のイベントへの参画など一定の責務を果たすことが求められる例がある。オーナー料は、対象となる「財物」の数量等に応じて、一口当たりの単位で1年ごとに設定される例があり、継続性の観点からは、この取組のみでは財源を十分に確保できないことや、支援者を固定化できるかが課題となっている。

（２） 「ふるさと」への想いを受け止める仕組み

- ・ 前述したとおり、人口減少、高齢化の進展が著しい地域では、集落機能を含め、地域コミュニティの担い手不足により、様々な課題を抱え、地域力の低下が顕著なところも多くなっている。
- ・ 一方、地域外の人材と「ふるさと」との関わりの多様化を受け、「近居の者」や「遠居の者」などの地域にルーツを持つ者だけでなく、過去の勤務や居住経験等で「何らかの関わりを持つ者」や複数の地域を行き来する「風の人」は、各自地域に対する様々な想いを抱いている。
- ・ 例えば、近年いわゆる「二地域居住」や「二地域就業」を通じて、デュアルライフを実践、志向する者が増える中、もう一つの地域に貢献したいと考える人、自らの専門的な力などを通じて想いのある地域に貢献したいと考える人が増えてきている。また、一部の地域においては、当該地域に変化を生み出すことができる人材、いわゆるソーシャルイノベーターと呼ばれるような人材が入ってくるようになってきている。
- ・ 本検討会では、特定の地域に対する潜在的な移住希望者やその地域に自らの知恵や労力等を提供し、貢献したいと考える人（以下「ふるさと支援者」という。）が、当該地域に直ちに移住・定住することができない場合でも、当該ふるさと支援者が自らその地域に関心を持ち、当該地域の伝統文化の承継に係る活動や、地域づくりの担い手としての活動を行うことを継続的に支援することなど、外部から多様な「関わり」を持つことを可能とする新たな仕組みを整えることは有効な方策であると考えている。
- ・ また、地方公共団体はふるさと支援者が地域及び住民との「関わり」を持つことを支援する、地域の活性化などに対する意見を積極的に求めるほか、必要な行政サービスを提供することで、継続的な外部からの支援を得られるような仕組みを併せて整えることが有効である。
- ・ この仕組みを通じて、国民一人一人が「ふるさと」を大切に想う気持ちを受

け止め、また、我が国において人材の養育、食料の供給地、そして森林や河川など貴重な自然環境を維持し、健全な国土と国民生活を支える上で、「ふるさと」の果たしている役割の大きさを再認識する契機とすべきである。

- ・また、全国の地方公共団体は、その出身者や関心を持ってくれる多くの人々に、その魅力をおおいにアピールし、外部支援としての力をおおいに受け入れる地域をつくりあげる努力をすることになる。
- ・これらにより、「ふるさと」を支える外からのエネルギーと、地域の内発的なエネルギーとが接触し、創発を生み出すことで、ある種の好循環を生み出すことを目指すべきである。

3 地域における環境を整える

- ・段階的な移住・交流の支援や「ふるさと」への想いを受け止める施策の展開を図っていく中で、移住者などの「ヨソモノ」の視点を持った人材は、“あきらめ感”が広がりつつある地域に対して、地域の気づかぬ価値を顕在化し、それを地域に還元することで地域の自信と誇りを取り戻し、地域の主体性を引き出しながら住民自身の手による地域再生に向けた取組を促す可能性がある。
- ・しかし、移住者を受け入れるに当たっては、前述のとおり、地域の中の温度差や、地域と移住者との間のギャップが課題となっており、これらを埋めるためのマッチングや、地域と移住者いずれからも歩み寄るための交流の場づくりが重要である。
- ・地域内外の温度差を俯瞰しつつ、交流の場などの環境づくりを進めるため、移住者側と地域側のいずれの気持ちも理解し、通訳できる中間支援が必要であり、地域によっては先輩移住者を活用することも考えられる。
- ・さらに、都市のビジネスパーソンから地域に経験やスキルを提供してもらう取組（プロボノ）などにより外部人材の刺激を受けつつ、地域の意思によって地域づくりを持続していくためには、地域の中でコーディネート機能・プロデュース機能を発揮できる自立した中間支援組織の存在が不可欠であり、その中心的な役割を担う人材の育成に対する支援を検討する必要がある。
- ・地域における生活機能や雇用の確保を支える環境整備を継続的に推進し、地域を「選択」して移住・定住する者が活躍できる環境のほか、空き家などの

住環境、教育環境や交通の利便性等の条件を整える取組を進めていくことも求められている。

(おわりに)